

NEWS RELEASE

No. 26-4

2026年5月20日
(公財)損害保険事業総合研究所

5月25日発刊「損害保険研究」第88巻第1号のご案内

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第88巻第1号を5月25日に発刊いたします。同誌の発刊は、5月、8月、11月および2月の年4回です。

本号には、新進気鋭の保険研究者が保険会社のリスク管理戦略について分析した査読済み論文を掲載しています。

研究論文3本は、故意免責規定の趣旨に関する責任保険の特殊性を明らかにして故意の事故招致に関する最高裁判決の射程を提示する論文、ドイツの模範約款の注釈書をもとにサイバー保険の保険事故について検討する論文、海上保険の戦争危険に関してダイナミックに論じる論文です。

いずれも示唆に富み、読み応えがありますので、ぜひお読みいただきますようお願い申し上げます。

本号に掲載する論文の概要は、以下のとおりです。

<査読済み論文>

財務健全性規制の変化が保険会社のリスク管理に及ぼす影響

慶応義塾大学大学院商学研究科後期博士課程 植木祐太氏

本稿は、保険会社のリスク管理戦略について、財務健全性規制と市場競争の相互作用の観点から理論的に分析する。契約者が保険会社に抱く「安心・信頼」の心理効果について(i)財務健全性指標に基づく信頼性の評価と、(ii)企業規模(市場シェア)が大きいことに基づく安心効果の2つの要素が働き、大手保険会社ほど購買行動において財務健全性指標の高低が考慮されにくくなる状況を表現した経済モデルを構築する。

分析の結果、均衡リスク管理水準は、指標に対する契約者の感応度、リスク管理が指標に反映される度合い、ならびに保険料が健全性指標に反映される度合いによって上昇する。これを踏まえ、経済価値ベースのソルベンシー規制(ESR)は、単なる指標水準の置換ではなく、リスク管理効果の反映度や開示を通じた比較可能性・信頼性を高めることで市場規律を実質化し得ると考えられる。他方で、保険料の高さが健全性の代理指標と解釈される場合、価格競争を弱め保険料水準を押し上げる副作用も生じ得る。

<研究論文>

故意免責の趣旨としての反公益性の責任保険における特殊性—最判平成5年3月30日の射程—

京都産業大学法学部教授 吉澤卓哉氏

故意免責規定の趣旨の一つに反公益性があるが、その具体的内容は、一般の保険と対比すると、責任保険には次のような特徴があることが明らかになった。第1に、保険給付の不当利得性に関しては、基本的には公益に反するほどの不当な利得とは評価されにくい。第2に、積極的な事故誘発効果は生じにくい一方で、消極的な事故誘発効果について反公益性が認められる可能性がある。第3に、保険の不当目的利用および保険制度の毀損に関しては、基本的には顧慮する必要がないが、責任保険においても、消極的な事故誘発効果を介して問題となり得る。

こうした観点から、故意による事故招致での責任保険事故に関する最判平成5年3月30日以降の下級審裁判例を概観すると、故意行為が重大かつ危険な違法行為である事案と、軽度の違法行為によって重大な結果が生じた事案に大別されるが、少なくとも前者に関しては同最判の射程外と理解すべきである。

<研究論文>

サイバー保険における保険事故

慶応義塾大学商学部非常勤講師 内藤和美氏

サイバー保険は、「サイバーインシデントに関連して被保険者が被る可能性がある重大な経済的損失に対して補償することができるリスク処理の手段である」。日々進化するサイバー攻撃の脅威により、企業は重大なサイバーリスクに直面しており、リスク処理の目的でサイバー保険に加入する必要性は高まっている。

サイバー保険が普及するドイツでは、サイバーリスクの高度化に伴い、サイバー保険の模範約款が公表され、サイバー保険市場の強化が図られている。また、模範約款の公表に伴ってサイバー保険の研究も深化しており、コンメンタールが刊行された。

本稿では、同コンメンタールを基に、サイバー保険の理論および実務上重要な論点の1つである保険事故について考察し、サイバー保険の時間的な適用範囲を画定する保険事故とトリガーの関係を明らかにする。その上で、近年、サイバーリスクが高まっている中小企業に向けたサイバー保険における保険事故の規定のあり方について、ドイツの模範約款も参考にしつつ、一定のオーダーメイド性を持たせることの有用性を指摘する。

<研究論文>

戦争危険の想定に関する一考察—台湾有事をマテリアルとして—

東京海上日動火災保険株式会社勤務 新谷哲之介氏

海上保険における戦争保険は、国際的なリスク消化の中心地であるロンドンマーケットの動向が各国のアンダーライティングに影響を及ぼすことがあり、そのような他律的な側面に加え、高度に政治性を伴う人為的リスクという特殊性も相俟って理論的に考究されていなかった面がある。本稿は、戦争危険アンダーライティングに所要のリスク想定論理について考えるが、特に海上戦争危険が旧来から現代に到るまで戦時中規制たる武力紛争法に則して発生する傾向があることに着目し、武力紛争法の規律と戦争危険の動態の関係性を中心に検討する。また検討を通じ、戦争危険に対する合理的かつ論理的な引受判断の態様や、アンダーライティング上で留意されるべき点について考える。

<損害保険判例研究>

保険金誤払いに対する返還請求の可否

東京地裁令和4年9月27日判決

令和3年(ワ)第12166号 不当利得返還請求事件 自保ジャーナル2140号180頁

早稲田大学商学学術院教授 中出哲氏

自動車保険免責条項の「競技のための練習」が適用された事案

名古屋地裁令和4年12月23日判決

令和3年(ワ)第3559号 損害賠償請求事件 自保ジャーナル2145号156頁

元 大阪産業大学経営学部教授 山本到氏

以上

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人損害保険事業総合研究所 「損害保険研究」編集室 sonpo-kenkyu@sonposoken.or.jp

「損害保険研究」購入・定期購読申込み

<https://www.sonposoken.or.jp/portal/category/item/publications/magazine/>